

公布された条例のあらまし

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例（条例第 89 号）

1 期末手当の改定

(1) 12 月期の支給割合を 100 分の 170 に引き上げることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 3 条関係）

(2) 6 月期の支給割合を 100 分の 147.5 に引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 162.5 に引き下げることとした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 3 条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1 (2)は平成 27 年 4 月 1 日から施行し、1 (1)は平成 26 年 12 月 1 日から適用することとした。